

「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」

質問	回答
1 メーカー定価価格10万円までの新品商品について、モデル事業として、委託料の支給を受けられるとあるが、定価10万円以上の商品をやむを得ず販売することは可能か。	10万円以上の商品は本事業の対象外である。
2 1の10万円以上の商品を販売した場合、10万円分を限度とする委託料の支給は受けられるのか。同様に利用者負担5%を請求してよいか。	10万円以上の商品は本事業の対象外である。
3 サービス事業者は、この制度で新品を物販した場合、メーカー定価の価格にて物販する事が義務付けられるのか。	本事業は地域支援事業（介護予防事業）交付金対象事業であり、あくまでも委託事業であるため、販売ではない。新品を提供する代わりにメーカー定価価格を委託料と利用者負担金として支払うため、メーカー定価価格以外で新品を提供することは認められない。
4 企業努力等にて、メーカー定価より安価に販売することが可能な場合、この利用者負担割合、委託料は、実際の売価に対するものか、メーカーの定価に依拠するのかどちらとなるか。	サービス事業者の平等性を確保するため、メーカー定価価格以外の提供は認められない。
5 （昨今のインフレにより、商品価格が高騰、変動しているが）今回の委託事業について、同一商品の1物2価は、認められるか。	サービス事業者の平等性を確保するため、メーカー定価価格以外の提供は認められない。
6 修理費用に関して、修理発生都度回数制限なく請求可能か。	修理費用は、利用者負担5,000円まで。それを越えた部分に対して上限10,000円まで委託料として支払う。回数に制限はない。
7 修理費として、訪問にかかる旅費等を含んで請求してよいか。	修理費用の請求は、5,000円以内であれば、利用者へ請求。それを越えた部分に対して、上限10,000円までと訪問1回につき3,000円（上限年3回まで）の請求を地域包括支援センターへ請求する。その際の請求はまとめてもよい。
8 修理不能と判断した場合、事業終了（レンタル切替）となるのか。	メーカー保証対象外の場合は、新品を再度提供し、メーカー定価価格の100%を委託料で支払う。 ※この案件が発生した場合、地域包括支援センターが総合相談により本人の状態や福祉用具の必要性について、確認した上で市とその都度協議することとなる。
9 新規切替加算の請求を証する書類はあるのか（地域包括からの依頼書等）請求書への添付帳票は何を添付するのか。	新規切替の際は地域包括支援センターがサービス事業者を選定するため、証する書類の添付は不要。
10 入院・入所となった場合は、事業終了（レンタル切替）となるのか。	本事業利用中に入院・入所となった場合、その期間は事業中断となる。その後、状態変化等により、要介護1以上や他のサービスが必要となった場合は事業終了となる。状態に変化なく、自宅に戻れば、再開する。